ひかりライン

付加機能取扱説明書

- ●自動着信転送サービス
- ●識別自動着信転送サービス
- ●一括転送サービス
- ●迷惑電話おことわりサービス
- ●発信電話番号受信サービス
- ●番号通知要請サービス

目次

ご利用にあたって

自動着信転送サービス・識別自動着信転送サービス・一括転送サービスをご契約頂きましてありがとうございます。

ご契約時は転送機能が停止状態です。

ご利用にあたっては

最初に、お客様の電話機等から、転送先電話番号の登録、お客様の用途に合わせた転送方法の選択、転送開始の設定等を行って頂く必要があります。

詳しくはP.3以降をご参照下さい。

※自動着信転送サービス・識別自動着信転送サービスはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

サポートしていない通信機器の場合、カスタマコントロールによる登録・変更が出来ない項目があります。

（ご利用頂ける機能の設定方法について、
全体の流れを次ページの図でご案内しています）

必ずご利用頂く機能は

次ページの1、2、3の順序で設定して下さい。

追加機能もご利用頂く方は

1、2、の後、追加機能設定を行って下さい。

識別自動着信転送サービスをご契約頂いた方は

上記の設定に加えて、識別機能設定を行って下さい。

一括転送サービスをご契約頂いた方は

P19ページで操作方法を確認して下さい。

※基本的な転送の種類はP4～P5をご覧下さい。

ご利用の流れ
基本機能設定
追加機能設定
1
転送先の電話番号を登録します。
P6
転送先が複数の場合
複数の電話番号を登録する
P8
転送先を指定する
P9
複数の転送先を登録(5ケ所まで)する事が出来ます。
また、転送を開始する前に転送先を指定する事が出来ます。
【識別自動着信転送サービスをご契約の方】
転送・着信する相手の電話番号を登録します
P14
登録した電話番号を着信するか転送するか、設定します
P15
登録した電話番号を確認する
P17
登録した番号を削除します
P16
2
転送を開始／停止します
P7
無条件転送
●電話を全て直接転送したい場合
無応答時転送
●最初に電話を呼び出し電話に出ない時に転送したい場合
話中時転送
●お話し中や、インターネットご利用中で回線が塞がっている時に転送したい場合
無応答時および話中時転送
音声ガイダンスを設定する
P10
転送トーキ
する／しない
初期設定
無応答時転送の起動時間を設定する
P11
リモートコントロールの設定をする
P12
外出先から転送先の設定を行う
P13
3
現在の設定を確認します
P18
初期設定
あらかじめ設定されている機能のタイプ

＜基本的な転送の種類＞

自動転送

掛かってきた電話を予め指定した電話番号へ自動的に転送します。
転送方法は、次の3つの機能から選んでご利用頂けます。

無条件転送

掛かってきた電話を転送元の電話を呼び出さずに転送先へ直接転送します。

無応答時転送

一旦、転送元の電話を呼び出し、電話に出ない時に転送します。
電話のベルが鳴っている間に受話器をあげると、転送せずに電話に出る事が出来ます。

話中時転送

お客様のご契約のひかりライン回線がご利用中である為、応答出来ない場合、
後から掛ってきた電話を転送します。

リモートコントロール

外出先の電話から、1番号毎転送の開始／停止、転送先の変更が出来ます。

（リストに登録してある番号のみ）
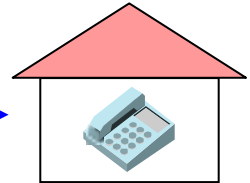
（識別自動着信転送サービスのみの機能）

識別機能

登録番号転送

予め登録してある電話番号から掛かってきた場合にだけ転送します。
（それ以外の電話は転送せずに着信します。）

登録電話番号（大切な取引先等）から掛かってきた電話のみ転送されます。
※登録出来る電話番号は、最大10番号です。

未登録電話番号から掛かってきた電話は転送せずに着信します。

（一括転送サービスのみの機能）

一括機能

外出先の電話から、予めグループ化された電話番号を一括で転送の開始／停止、転送先の変更が出来ます。
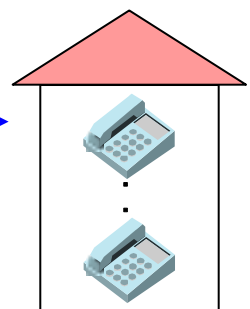
※予め弊社窓口で一括転送登録した電話番号のみ、一括転送されます。

※ 1 4 2 2 等は電話機のボタンを示しています。

転送先の電話番号を登録する

転送先リスト番号0へ電話番号を登録します。

①受話器を上げて **4 2 2 をダイヤル。**

ガイダンス
「転送先の登録を行います。転送先の電話番号を押して下さい。」

②転送先の電話番号をダイヤル。
（転送先が市外の場合は市外局番からダイヤル。）

ガイダンス
「転送先を△△○○○○□□□□にセット致しました。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

ご契約時は転送機能が停止状態です。
転送を開始するには、次ページの操作を行って下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※転送先の電話番号を間違えた場合、転送先の方にも、掛けてきた方にも迷惑が掛かりますので正確に登録して下さい。
※一般電話番号、携帯電話番号、PHS番号、IP番号は転送先としてご利用頂けます。
但し、携帯電話番号を登録する場合、携帯電話番号の前に事業者識別番号（0033等）をつけて登録する事は出来ません。
※フリーダイヤル（0120、0800）、ナビダイヤル（0570）、国際電話、110番や104番などの3桁番号等は転送先としてご利用頂けません。なお、国際フリーダイヤル番号（0034－800－1＊＊＊＊＊）のリスト登録も可能です（登録許容している場合に限る）
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

転送を開始する

①受話器を上げて 1 4 2 1 をダイヤル。

②続けて、電話を転送する方法を選択します。

無条件転送の場合	無応答時転送の場合	話中時転送の場合	無応答時及び話中時転送の場合
1	2	3	4

ガイダンス
「サービスを開始致します。」

2 の無応答時転送を選択された場合、電話を掛けてきた方（発信者）に
「只今より電話を転送致します。」というアナウンスが流れます。

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送停止状態に設定されていますので、転送をご利用の場合は、必ず転送開始の設定をして下さい。

転送を停止する

①受話器を上げて 1 4 2 0 をダイヤル。

ガイダンス
「サービスを停止致します。」

②設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。

複数の電話番号を登録する

転送リスト番号1～4へ、電話番号を登録します。
（転送先は番号0を含め、最大5個まで登録出来ます。）

①受話器を上げて 1 4 2 4 をダイヤル。

ガイダンス
「転送リストへの登録は数字の 0 、転送先のリストによる指定は数字の 1 、転送トーキの指定は数字の 2 、リモコンの指定は数字の 3 、転送元案内の指定は数字の 4 、操作の終了は数字の 9 を押して下さい。」

② 0 をダイヤル。

ガイダンス
「転送先のリストへの登録を行います。
0 から 4 のいずれかの数字を押して下さい。」

③転送したいリスト番号 0 ～ 4 をダイヤル。

ガイダンス
「登録する電話番号を押して下さい。」

④転送先の電話番号をダイヤル。
（転送先が市外の場合は市外局番からダイヤルします。）

ガイダンス
「△△○○○○□□□□をリスト番号△番に登録致しました。」

ガイダンス
①と同じガイダンスが流れます。

⑤続けて別の電話番号を転送先リストに登録する場合は②～④の操作を繰り返して下さい。

⑥ 9 をダイヤル。

⑦設定完了。受話器をお掛け下さい。
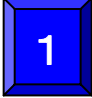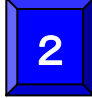
※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※既に電話番号が登録されているリストに新しい電話番号を登録すると、古い電話番号に上書きされます。
※異なるリスト番号に同じ電話番号を設定した場合、そのまま重複登録されます。
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

転送先を指定する
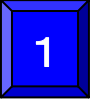
P.6、P.8で登録した転送先リスト番号(0～4)の中から転送先を指定します。

①受話器を上げて   をダイヤル。
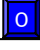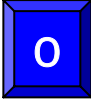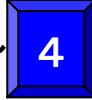
ガイダンス
「転送リストへの登録は数字の 0 、転送先のリストによる指定は数字の 1
転送トーキの指定は数字の 2 、リモコンの指定は数字の 3 、転送元案内
の指定は数字の 4 、操作の終了は数字の 9 を押して下さい。」

② 1 をダイヤル。

ガイダンス
「転送先のリストによる指定を行います。
0 から 4 のいずれかの数字を押して下さい。」

③転送したいリスト番号 ～ をダイヤル。

ガイダンス
「番号△番の△△○○○○□□□□にセット致しました。」

⑥ 9 をダイヤル。

⑦設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を
行って下さい。
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

電話を掛けてきた方へ転送中である事をアナウンスする

電話を掛けてきた方に対し、現在転送中である事を転送トーキ（音声）でお伝えする事が出来ます。

①受話器を上げて 4   **をダイヤル。**

ガイダンス
「転送リストへの登録は数字の 0 、転送先のリストによる指定は数字の 1
転送トーキの指定は数字の 2 、リモコンの指定は数字の 3 、転送元案内
の指定は数字の 4 、操作の終了は数字の 9 を押して下さい。」

② 2 をダイヤル。

ガイダンス
「転送トーキの指定を行います。転送トーキを利用しない場合は数字の 0 。
転送トーキを利用する場合は 1 から 3 のいずれかの数字を押して下さい。」

③次のガイダンスの中からいずれかを選び、その番号をダイヤルします。

転送トーキをご利用頂く場合

「只今より電話を転送致します。」

ガイダンス
「転送トーキ有にセット致しました。」

「只今より電話を転送致します。転送先までの電話料金は当方で負担致します。」

ガイダンス
「転送トーキ有にセット致しました。」

「只今電話を呼び出しております。」

ガイダンス
「転送トーキ有にセット致しました。」

転送トーキをご利用頂かない場合

ガイダンス
「転送トーキ無にセット致しました。」

④設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※ご契約時のサービスの状態は転送トーキをご利用頂かない状態に設定されています。
※無条件転送は、「転送トーキ無」でもご利用頂けます。
※無応答時転送は必ず「転送トーキ有」でのご利用となります。
※「転送トーキ無」の設定のまま、無応答時転送をご利用の場合は、 1 の「転送トーキ」が流れます。
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

無応答時転送の起動時間を設定する

無応答時転送の場合、設定された待ち時間(秒数)の間ベルが鳴り、電話に応答しない時に転送します。

①受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「呼び出し秒数パターンの登録を行います。
0 から 1 1 までのいずれかの数字を押して下さい。」

② 0   をダイヤル。

(待ち時間のパターン番号をダイヤル。)

パターン番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
秒数	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60

ガイダンス
「呼び出し秒数を▲秒にセット致しました。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

リモートコントロールの設定をする

外出先からの転送開始／停止を設定出来る様に指定します。
※暗証番号の設定（数字4ケタ）も同時に行います。

①受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「転送リストへの登録は数字の 0 、転送先のリストによる指定は数字の 1 、転送トーキの指定は数字の 2 、リモコンの指定は数字の 3 、操作の終了は数字の 9 を押して下さい。」

② 3 をダイヤル。

ガイダンス
「リモコンの指定を行います。リモコンを利用しない場合は数字の 0 、利用する場合は数字の 1 を押して下さい。」

リモートコントロールをご利用頂く場合

③ 1 をダイヤル。

ガイダンス
「暗証番号をどうぞ。」

④ご希望の暗証番号をダイヤル。（数字4ケタ）

ガイダンス
「リモコン有にセット致しました。」

⑤設定完了。受話器をお掛け下さい。

ご利用頂かない場合

 をダイヤル。

ガイダンス
「リモコン無にセット致しました。」

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※ご契約時はリモートコントロールをご利用頂かない状態に設定されています。
※暗証番号は＊、＃、同じ数字の4連続、及びご契約電話番号の下4ケタと同じ番号は指定出来ません。
※リモートコントロールのご利用方法については、「外出先から転送開始／停止、転送先の変更を指定する」(P.13)を参照して下さい。
※この操作を行うにはスティミュラス手順をサポートしている通信機器が必要です。

外出先から転送開始／停止、転送先の変更を指定する
契約回線以外（NTT東西回線、携帯電話、PHS等も含む）からのリモートコントロール

※リモートコントロールを行うには、事前にリモートコントロールの設定（P.12）が必要です。
※下記手順によるリモートコントロールのご利用には通話料が掛かりません。

①リモコン用アクセス番号「0120－950777」をダイヤル。

ガイダンス　「こちらはNTTコミュニケーションズ回線の転送用リモートコントロールサービスです。お客さま回線の収容装置へ接続しますので、契約している電話番号を市外局番から押して下さい。」

②ご契約頂いている電話番号を市外局番からダイヤル。

ガイダンス　「契約している電話番号を市外局番から押して下さい。」

③再度、ご契約頂いている電話番号を市外局番からダイヤル。

ガイダンス　「暗証番号をどうぞ。」

④暗証番号をダイヤル。（数字4ケタ）

ガイダンス　「サービスの停止は数字の 0 、サービスの開始は数字の 1 、転送先の変更は数字の 2 を押して下さい。」

転送を開始する場合　⑤ 1

ガイダンス
「サービスを開始致します。」

停止する場合　⑤ 0

ガイダンス
「サービスを停止致しました。」

転送先を変更する場合　⑤ 2

ガイダンス
「転送先のリストによる指定を行います。
0 から 4 のいずれかの数字を押して下さい。」

転送したいリスト番号
0 ～ 4

ガイダンス
「転送先をリスト番号△番の
△△○○○○□□□□にセット致しました。」

⑤設定完了。受話器をお掛け下さい。

※④で暗証番号を間違った場合、「お掛けになった番号は違っています。番号をお確かめの上、お掛け直し下さい。」というガイダンスが流れます。
※暗証番号を続けて4回間違えると、ご利用頂けなくなります。その時には、ご契約頂いている回線から暗証番号の登録を再度行って下さい。

識別自動着信転送サービスをご利用のお客様のみ設定が可能です。

登録リストに電話番号を登録する

転送もしくは着信させたい電話番号を登録します。
リストに登録できる数は最大10 番号です。

①受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の登録は数字の 2 、登録されている電話番号の確認は数字の 8 、登録されている電話番号の削除は数字の 9 、ご利用条件の設定は数字の 3 を押して下さい。」

② 2 をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の登録を行います。登録する電話番号を市外局番から押して下さい。」

③ 登録する電話番号を市外局番からダイヤル。

ガイダンス
「△△○○○○□□□□を登録致しました。続けて登録する場合は数字の 2 を押して下さい。操作を終了する時は受話器を置いて下さい。」

④ 設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※スティミラス手順をサポートしていない通信機器をご利用の場合、識別機能(「147」設定)はご利用頂けません。
※110 番や104 番などの3ケタの番号、「テレゴング(0180)」、「テレドーム(0180)」、国際電話の番号で始まる番号等は登録リストに登録する事は出来ません。
※登録リストに電話番号が10 件全て登録されている場合、お客様へ登録リストに登録できない旨をアナウンスします。
尚、新たな電話番号を登録するには、既に登録されている電話番号を削除した後、再度新しい電話番号の登録操作を行って下さい。
※既に登録されている電話番号を登録しようとした場合、「この電話番号は既に登録されています。」とアナウンスし、重複登録を防止します。

識別自動着信転送サービスをご利用のお客様のみ設定が可能です。

識別機能のご利用条件を指定する

登録した電話番号を転送するか着信するか設定します。

① 受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の登録は数字の 2 、登録されている電話番号の確認は数字の 8 、登録されている電話番号の削除は数字の 9 、ご利用条件の設定は数字の 3 を押して下さい。」

② 3 をダイヤル。

ガイダンス
「ボイスワープセレクトのご利用条件の設定を行います。
現在※△△(△内は下記のどれか)
・選択機能が解除されています。
・登録した電話番号を転送する設定になっています。
・登録していない電話番号を転送する設定になっています。
選択機能を解除する場合は数字の 0 、登録した電話番号を転送する場合は数字の 1 、登録していない電話番号を転送する場合は数字の 2 を押して下さい。
操作を終了する時は受話器を置いて下さい。」

③ ご利用頂く条件の番号を押して下さい。

1 **登録番号転送**
予め登録した電話番号から掛かってきた電話だけを転送し、登録していない電話番号から掛かってきた電話については着信します。

2 **登録番号着信**
予め登録した電話番号から掛かってきた電話はそのまま着信し、登録していない電話番号から掛かってきた電話については全て転送します。

0 **識別機能の解除**
自動転送と同様、掛かってきた電話を全て転送します。

ガイダンス
1 を押した場合「登録した電話番号を転送する設定に致しました。」
2 を押した場合「登録していない電話番号を転送する設定に致しました。」
0 を押した場合「選択機能を解除致しました。」

④ 設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」(P.7)の操作を行って下さい。
※当社以外の電話回線を経由した通話については、識別機能をご利用頂けない場合があります。

識別自動着信転送サービスをご利用のお客様のみ設定が可能です。

登録リストから電話番号を削除する

リストに登録している電話番号を削除します。

① 受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の登録は数字の 2 、登録されている電話番号の確認は数字の 8 、登録されている電話番号の削除は数字の 9 、ご利用条件の設定は数字の 3 を押して下さい。」

② 9 をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の削除を行います。削除する電話番号を市外局番から押して下さい。」

③削除する電話番号を市外局番からダイヤル。

ガイダンス
「△△○○○○□□□□を削除致しました。続けて削除する場合は数字の 9 を押して下さい。操作を終了する時は受話器を置いて下さい。」

④ 設定完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※ご契約時は転送機能が停止状態です。転送を開始するには、「転送を開始する」（P.7）の操作を行って下さい。

登録した電話番号を確認する

リストに登録されている電話番号を確認します。

① 受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「電話番号の登録は数字の 2 、登録されている電話番号の確認は数字の 8 、登録されている電話番号の削除は数字の 9 、ご利用条件の設定は数字の 3 を押して下さい。」

② 8 をダイヤル。

ガイダンス
「△△○○○○□□□□が登録されております。続けて登録する場合は数字の 2 、続けて削除する場合は数字の 9 を押して下さい。操作を終了する時は受話器を置いて下さい。」

なお②のガイダンスの途中で次の数字をダイヤルすると、連続して別の操作が出来ます。

- 2 電話番号の登録
- 8 登録されている電話番号の再確認
- 9 登録されている電話番号の削除
- 3 ご利用条件の設定

④ 確認完了。受話器をお掛け下さい。

※ご契約回線番号からの設定となります。
※登録リストに電話番号が全く登録されていない場合、 8 をダイヤルすると「電話番号の登録はありません。」というガイダンスが流れます。

現在の設定状況を確認する

自動転送・転送トーキの各種設定状況を確認する

① 受話器を上げて 1 4 2 8 をダイヤルする。

ガイダンス
「現在サービスは開始／停止中です。
転送先はリスト番号△番の△△○○○○□□□□。呼出し秒数は▲秒です。」

ガイダンス
「引き続き、転送先リストの登録内容の確認は数字の 0 、転送トーキの利用状況の確認は数字の 1 、リモコンの利用状況の確認は数字の 2 、転送元案内の利用状況の確認は数字の 3 を押して下さい。」

転送先リストの登録内容確認 ② 0 ガイダンス （確認完了） 電話器をお掛け下さい

転送トーキの指定状況確認 ② 1 ガイダンス （確認完了） 電話器をお掛け下さい

リモートコントロールの指定状況確認 ② 2 ガイダンス （確認完了） 電話器をお掛け下さい

※ご契約回線番号からの設定となります。

一括転送サービスをご利用のお客様のみ設定が可能です。

一括転送による開始／停止、転送先の変更を指定する

※契約回線以外（NTT東西回線、携帯電話、PHS等も含む）からのリモートコントロール。
※下記手順によるリモートコントロールのご利用には通話料が掛かりません。

①リモコン用アクセス番号「0120－950777」をダイヤル。

ガイダンス 「こちらはNTTコミュニケーションズ回線の転送用リモートコントロールサービスです。お客さま回線の収容装置へ接続しますので、契約している電話番号を市外局番から押して下さい。」

②ご契約頂いている「一括転送サービスの制御用電話番号」を市外局番からダイヤル。

ガイダンス 「契約している電話番号を市外局番から押して下さい。」

③再度、ご契約頂いている「一括転送サービスの制御用電話番号」を市外局番からダイヤル。

ガイダンス 「暗証番号をどうぞ。」

④「一括転送制御契約番号」の暗証番号をダイヤル。（数字4ケタ）

ガイダンス 「サービスの停止は数字の 0 、サービスの開始は数字の 1 、転送先の変更は数字の 2 を押して下さい。」

⑤一括転送制御

停止

ガイダンス
「サービスを
停止致しました。」

開始

ガイダンス
「サービスを
開始致します。」

転送先の変更

ガイダンス
「転送先のリストによる指定を行います。
0 から 4 のいずれかの数字を押して
下さい。」

一括転送したいリスト番号

ガイダンス
「転送先をリスト番号○番にセット致しました。」

⑥設定完了。受話器をお掛け下さい。

※④で暗証番号を間違った場合、「お掛けになった番号は違っています。番号をお確かめの上、お掛け直し下さい。」というガイダンスが流れます。
※暗証番号を続けて4回間違えると、ご利用頂けなくなります。その時には、弊社受付窓口（弊社営業部門等）へご連絡いただき暗証番号の登録を再度行って下さい。

自動着信転送サービス及び識別自動着信転送サービス、一括転送サービスと他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

他のサービスをご利用中のお客様が、「自動着信転送サービス」「識別自動着信転送サービス」「一括転送サービス」をご利用頂く場合は、以下の点にご注意下さい。

■迷惑電話おことわりサービス

●「迷惑電話おことわりサービス」が優先して作動します。

■発信専用・着信専用

●発信専用もしくは着信専用(双方ともB チャネル単位でご利用の場合を除く)と同時にご契約頂けません。

■ダイヤルイン

●本サービスをご利用になる場合、電話番号(契約者回線番号、ダイヤルイン追加番号)ごとにご契約頂く必要があります。
※ご契約頂いた電話番号に着信した場合にのみ転送します。

●各種設定を行う場合、ご契約頂いた電話番号(ダイヤルイン追加番号)から設定する必要がある為、お客さまの通信機器の設定が必要です。（一括転送サービスのご契約は、弊社窓口へお申込み頂きます。）

■代表回線

<代表親番号にご契約頂いている場合>

●無条件転送：親番号に掛かってきた場合は、代表回線の空き回線の状況に関わらず転送します。直接子番号に掛かってきた場合は、転送せず、子番号を呼び出します。
●無応答時転送：親番号に掛かり、代表回線に空き回線が無い場合、お話し中となります。
親番号に掛かり、代表回線に空き回線がある場合には、その空き回線を呼び出した後、応答が無ければ転送します。
●話中時転送：親番号に掛かり、代表回線に空き回線が無い場合、転送します。

<代表子番号にご契約頂いている場合>

●転送されるのは発信者が自動着信転送をご契約頂いている子番号をダイヤルし、子番号に直接着信した場合のみです。代表親番号をダイヤルし、代表選択により自動着信転送をご契約頂いている子回線に着信しても転送はされません。
※1 契約で同時転送出来るのは、BRI で2 通話(PRI は23 通話)です。それ以上の場合は転送されません。

■転送先が発信電話番号受信サービスをご契約の場合

●転送先への電話番号通知については、転送の設定状況により以下のようになります。
(発信者が電話番号を通知している事が条件となります。)

●転送先が「発信電話番号受信サービス」をご契約頂いている場合
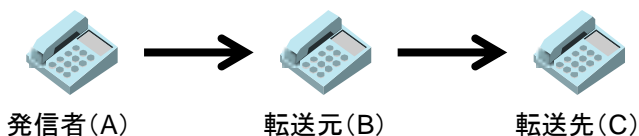
●転送元(B)の転送条件により、転送先(C)に通知される電話番号は以下の通りです。
●無条件転送 ：発信者(A)の電話番号を通知
●無応答時転送：発信者(A)の電話番号を通知
●話中時転送 ：発信者(A)の電話番号を通知

識別自動着信転送サービスと他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

ダイヤルイン

●「ご契約者回線番号、又はダイヤルイン追加番号」ごとにご契約頂けます。
●月々の使用料は、ご契約者回線番号と追加番号の合計となります。
●ダイヤルイン番号ごと(ご契約者回線番号含みます)に、最大10 電話番号が登録出来ます。

■個別リスト(番号ごとに登録リストをもつ)

<例1>
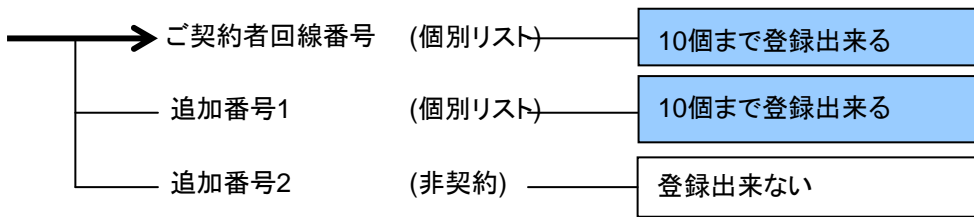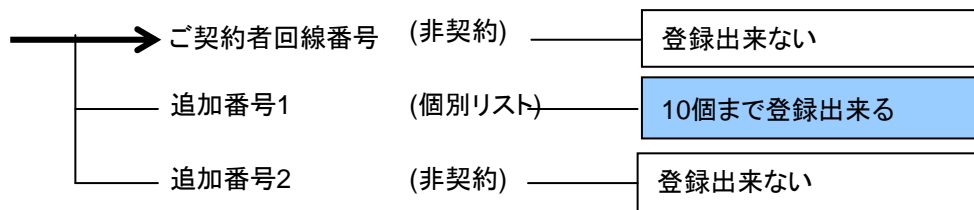
※追加番号のみへのご契約も可能です。
※登録出来る選択電話番号の数は、それぞれのダイヤルイン番号ごと(ご契約者回線番号を含みます。)に最大10電話番号となります。

代表機能

●ご契約者回線番号ごとに、最大10 電話番号を登録頂けます。

■個別リスト(番号ごとに登録リストをもつ)
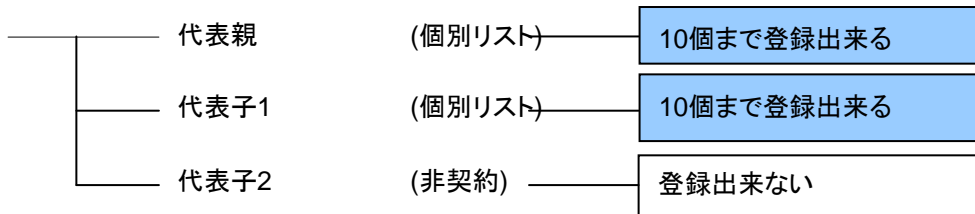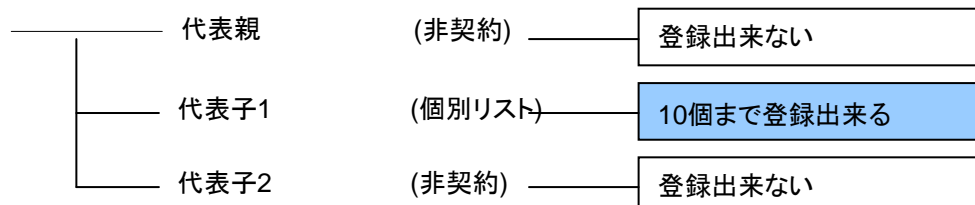
※代表子番号にご契約頂けます。
※登録出来る選択電話番号の数は、それぞれのご契約者回線番号ごとに最大10 電話番号となります。

一括転送サービスをご利用頂く場合の留意事項

●一括転送サービスの転送モードは、一律「無条件転送」になります。

●一括転送サービス契約時の一括転送サービス転送状態は「停止状態」となります。

●一括転送サービス契約時に選択されている転送先リスト番号は、自動着信転送サービスで選択されているリスト番号となります。必要に応じて、一括転送開始前に、一括転送サービスにおける一括転送先の変更操作にて、リスト番号（0～4））を指定します。

●「転送元案内用トーキ」および「転送通知用トーキ」については、着信した自動着信転送サービスの設定内容と同じ動作となります。

●一括転送サービスは、自動着信転送サービス（識別自動着信転送サービス含む）よりも優先して動作します。

●一括転送サービスの転送状態が「停止状態」の場合、もしくは転送先電話番号（一括転送用）が未登録の場合、一括転送サービスは動作せず、自動着信転送サービスが動作します。

●一括転送サービスをご利用いただくには、自動着信転送サービス（識別自動着信転送サービス含む）とは別にお申込が必要となります。ご契約の際は、弊社受付窓口（弊社営業部門等）へお申込みいただきます。

●自動着信転送サービス契約されている電話番号には、一括転送制御契約番号（一括転送するための番号）の登録ができません。この場合、ご利用中の電話番号の中から自動着信転送サービス契約がない電話番号をお選びになるか、新たに電話番号（自動着信転送サービス契約がない番号）をご契約いただき、一括転送制御契約番号をご登録いただきます。

ご利用上の注意

●話中時転送での留意事項
条件①：空き回線無しの場合
ご契約頂いた回線が話し中等により空き回線(B チャネル)が無い場合に転送先に通話を転送します。
条件②：通信機器(お客様)から切断理由(「着ユーザビジー：＃１７」)を返した場合空き回線(B チャネル)への着信に対して、通信機器から切断理由(「着ユーザビジー：ダイヤル#１７」)が返送された場合でも転送が行われます。

●無応答時転送を設定後ご契約頂いた回線に空き回線(B チャネル)がある場合、通信機器から切断理由(「着ユーザビジー：＃１７」)が返送された場合でも転送が行われます。

●スティミラス手順をサポートしている通信機器が必要です。
サポートしていない通信機器の場合は、カスタマコントロールによる登録・変更が出来ない項目があります。
(カスタマコントロールを利用出来ない項目については、契約時に弊社で登録を行う必要があります。但し、識別機能は、弊社では登録出来ません。また、一括転送サービスはカスタマコントロールで登録、操作は出来ません。ご契約時に弊社で登録を行います)

●「ダイヤルイン」又は、代表をご利用頂いている回線で「自動着信転送サービス」「識別自動着信転送サービス」をご契約頂く場合には、発信電話番号(自己アドレス)の設定が可能な通信機器をご利用頂き、更に、その端末の設定が正しく行われている必要があります。単独回線で「自動着信転送サービス」「識別自動着信転送サービス」をご利用頂く場合はこの設定は不要です。
※発信電話番号(自アドレス)を設定していない場合には、「あなたがお掛けになった電話番号は、現在ご利用頂けません。」のトーキが流れ、カスタマコントロールによる転送条件の設定が出来ません。
※「自動着信転送サービス」「識別自動着信転送サービス」を1 番号のみにご契約頂く場合も設定が必要です。尚、「ダイヤルイン」及び、「代表取扱」サービスをご利用頂いていない場合は、上記の設定は必要ありません。
※グローバル着信識別の機能を持つ通信機器の場合、発信電話番号(自アドレス)通知を設定出来ない可能性がありますので、通信機器メーカーへ別途ご確認下さい。

●カスタマコントロール、リモートコントロールにより各種設定を行った場合、音声ガイダンスで登録／確認結果をお知らせしますが、ガイダンスが聞こえない通信機器もありますのでその場合は、通信機器メーカーへご確認下さい。

●電話が転送された時は、電話を掛けた方から「自動着信転送サービス」もしくは「識別自動着信転送サービス」、「一括転送サービス」ご契約者までの通話料(下図A)は、電話を掛けた方のご負担となります。ご契約者から転送先まで(下図B)は、ご契約者のご負担となります。

●転送している時も、ご契約者の電話から電話を掛ける事が出来ます。
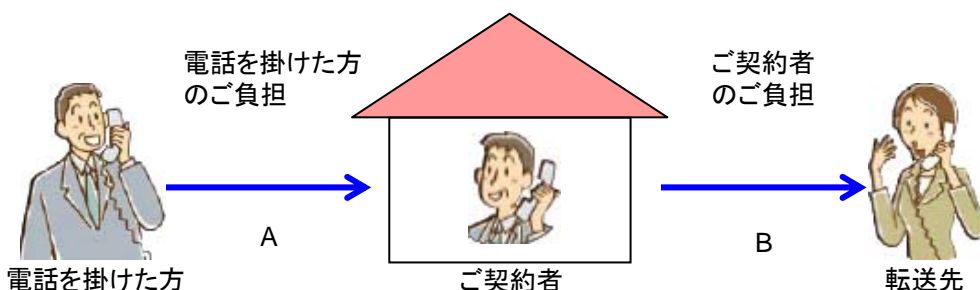
設定方法早見表

（　　）色は識別自動着信転送サービスです。

	ご契約回線からの設定（機能／操作方法）	初期設定	ページ	通話料
	転送先の電話番号を登録する （転送先リスト番号0へ登録する） 1 4 2 2 + 転送先電話番号		P. 6	
	転送を開始する 無条件転送　1 4 2 1 + 1 無応答時転送　1 4 2 1 + 2 話中時転送　1 4 2 1 + 3 無応答時および話中時転送　1 4 2 1 + 4		P. 7	
	転送を停止する 1 4 2 0			
各種設定	**複数の電話番号を登録する** （転送先リスト番号1～4への登録） 1 4 2 4 + 0 + （ 0 ～ 4 ）+ 転送先電話番号	―	P. 8	無料
	転送先を指定する 1 4 2 4 + 1 +（ 0 ～ 4 ）+ 9	リスト0	P. 9	
	電話を掛けてきた方へ転送中のアナウンスをする あり　1 4 2 4 + 2 +（ 1 ～ 3 ） なし　1 4 2 4 + 2 + 0	なし	P. 10	
	無応答時転送の起動時間を設定する 1 4 2 3 + （ 0 ～ 11 ）	なし	P. 11	
	リモートコントロールの設定をする あり　1 4 2 4 + 3 + 1 + 暗証番号 なし　1 4 2 4 + 3 + 0	なし	P. 12	

設定方法早見表

ご契約回線からの設定（機能／操作方法）		初期設定	ページ	通話料
暗証番号の登録／変更 リモートコントロールの設定時に同時に行います。		なし	P. 12	無料
識別機能の設定	登録リストに電話番号を登録する 1 4 2 8 ＋ 0	―	P. 14	
	識別機能の利用条件を指定する 登録番号転送 1 4 7 ＋ 3 ＋ 1 登録番号着信 1 4 7 ＋ 3 ＋ 2 識別機能の解除 1 4 7 ＋ 3 ＋ 0	解除	P. 15	
	登録リストから電話番号を削除する 1 4 7 ＋ 9 ＋ 電話番号	―	P. 16	
	登録した電話番号を確認する 1 4 7 ＋ 8	―	P. 17	
現在の設定状況の確認	転送先リストの登録内容確認 1 4 2 8 ＋ 0	―	P.18	
	転送トーキの指定状況確認 1 4 2 8 ＋ 1	―		
	リモートコントロールの指定状況確認 1 4 2 8 ＋ 2	―		

外出先からの設定（機能／操作方法）		初期設定	ページ	通話料
リモートコントロール（一括転送サービス）	NTT東西回線、携帯電話、PHS等からの接続時 自動（または一括）転送の開始 0120−950777 ＋ 自動（または一括）転送契約番号 自動（または一括）転送契約番号 ＋ 暗証番号 ＋ 1 自動（または一括）転送の停止 0120−950777 ＋ 自動（または一括）転送契約番号 自動（または一括）転送契約番号 ＋ 暗証番号 ＋ 0 自動（または一括）転送先リスト番号の指定 0120−950777 ＋ 自動（または一括）転送契約番号 自動（または一括）転送契約番号 ＋ 暗証番号 ＋ 2 ＋（0〜4）	なし	P. 13 （P. 19）	無料

※「自動着信転送サービス（リモートコントロール）」 と 「一括転送サービス」の操作方法は同じです。それぞれのサービス契約番号及び、暗証番号をご確認の上、ダイヤル操作をお願いします。

（キリトリ）

【迷惑電話おことわりサービスについて】

迷惑電話を受けた直後、お客様の電話機から登録操作する事で、以降同じ電話番号から掛かってきた場合、お客様に代わって自動的にメッセージで応答（おことわり）するサービスです。簡単操作で電話機の取替えも不要。最大30番号までご登録出来ます。

1回目の着信

迷惑電話を受けた後、一旦電話を切ります。
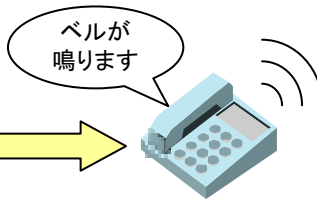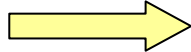
迷惑電話番号の登録

受話器を上げて1442をダイヤル。これで「**おことわりリスト**」に登録完了！
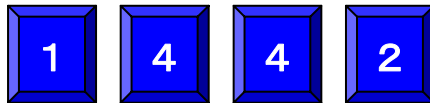
2回目以降の着信

登録された電話番号から電話が掛かってきてもお客様の電話呼び出し音は鳴りません。掛けてきた相手の方へは音声またはディスプレイ表示でおことわりのメッセージをお伝えます。（掛けてきた相手の方の通信モードにより応答方法は自動的に選択されます）
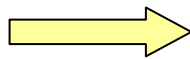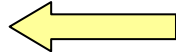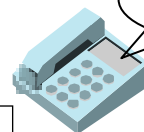
迷惑電話の相手を登録する

迷惑電話を受けた直後にダイヤル操作をして下さい。

迷惑電話を受けた後、一旦電話を切る。

①受話器を上げて
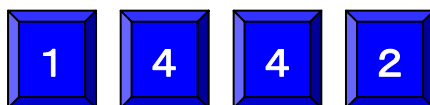
をダイヤル。
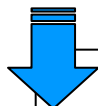
ガイダンス
「登録を完了しました。現在登録されている電話番号は〇個です。」

※〇個:現在の登録個数

②登録終了。受話器をお掛け下さい。

※迷惑電話を切った後、60秒以内にご登録下さい。60秒を超えると登録は出来ません。
※登録した相手の電話番号は分かりません。
※登録しておく事が出来る電話番号は最大30個までです。それ以上更に登録すると登録した電話番号の中から最も古いものを消去し、新しい電話番号を登録します。尚、この場合は「限度数を超えましたので最も古い登録を取り消し、只今の電話番号を登録しました。」というガイダンスが流れます。
※公衆電話、一部通信業者（移動体通信事業者、ＩＰ電話事業者を含む）経由の通話、一部を除く国際通話など電話番号を通知出来ない通話については拒否登録出来ません。尚、登録出来ない場合は「相手の電話番号を確認出来ないので、登録出来ません。」というガイダンスが流れます。
※通信機器等によっては迷惑電話が掛かっている最中に 1 4 4 2 をダイヤルして登録出来る機種があります。詳しくはご利用機種の相談窓口等に問い合わせ下さい。

登録されている全ての電話番号を解除する

①受話器を上げて 1 4 4 9 をダイヤル。

ガイダンス
「現在登録されている電話番号を全て解除しました。」

②解除完了。受話器をお掛け下さい。

※この操作を行うと登録されている電話番号が全て解除されますのでご注意下さい。
※解除完了のガイダンスは必ずご確認下さい。

※操作中のガイダンスは２回流れます。
※操作の途中で「お客様のお掛けになった電話番号は現在ご利用頂けません」というガイダンスが流れた場合、受話器を置いてもう一度①からの操作を行って下さい。

最も新しい電話番号を解除する

①受話器を上げて 1 4 4 3 をダイヤル。

ガイダンス
「最も新しい登録の電話番号を解除しました。
現在登録されている電話番号は○個です。」

※○個：現在の登録個数

②解除完了。受話器をお掛け下さい。

※同じ操作を繰り返す事で新しい登録電話番号から順に1つずつ解除出来ます。
※解除完了のガイダンスは、必ずご確認下さい。
※間違えて登録してしまった時など解除する場合に便利です。

※操作中のガイダンスは２回流れます。
※操作の途中で「お客様のお掛けになった電話番号は現在ご利用頂けません」というガイダンスが流れた場合、受話器を置いてもう一度①からの操作を行って下さい。

おことわり回数を確認する

今月分と先月分のメッセージ応答回数（おことわり回数）を確認出来ます。

①受話器を上げて

をダイヤル。
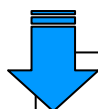
ガイダンス
「今月、メッセージ応答した回数は△△回（以上）です
前月、メッセージ応答した回数は△△回（以上）です。」

②確認完了。受話器をお掛け下さい。

※回数が99回までは「△△回」、100回以上の場合は「100回以上」とガイダンスします。
※今月とは「当月1日から効果確認をした時点まで」、前月とは「前月1日から末日まで」の期間を指します。
※いつでも確認出来ます。

※操作中のガイダンスは2回流れます。
※操作の途中で「お客様のお掛けになった電話番号は現在ご利用頂けません。」
というガイダンスが流れた場合、受話器を置いてもう一度①からの操作を行って下さい。

ご利用上の注意

●1つの電話番号に複数の通信機器を設置されていると同時に着信があった場合に正常に登録出来ない場合がありますので1つの番号に通信機器を1台だけ設置されているかご確認下さい。

●個別契約（電話番号ごとの契約）の場合、発信電話番号通知を行わないと操作が出来ない場合があります。

●一部通信事業者（移動体通信事業者、IP電話事業者を含む）経由の通話、一部を除く国際通話など電話番番号を通知出来ない通話については拒否登録出来ません。

●登録した相手の電話番号は分かりません。

●メッセージによる応答時には、掛けてきた相手に通常の通話料金が掛かります。

●本サービスをご利用にはお客様の電話機からの登録・解除が必要です。

●弊社は本サービスの応答に伴い発生する損害などについては一切責任を負いません。

他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

■ダイヤルイン

●登録操作は迷惑電話が着信した電話番号に接続されている通信機器から行って下さい。それ以外の通信機器から登録操作を行った場合、登録が出来なかったり、別の電話番号が登録されている場合があります。

●ダイヤルインをご利用の場合は次の2種類の契約方法から選択して頂きます。

①個別契約（それぞれの番号ごとに個別にご契約する方法）

・本サービスをご希望のダイヤルインの番号（契約者回線番号を含む）ごとに契約して頂きます。

・登録可能な電話番号の数はそれぞれのダイヤルインの番号ごとに30個です。

・登録操作を行ったダイヤルインの番号（契約者回線番号含む）に迷惑電話が着信した場合にのみメッセージで応答します。他の番号に着信した場合はメッセージによる応答は行いません。

登録操作を行う場合、ご利用の通信機器によっては「発信電話番号（自アドレス）の設定を行う必要があります。正しく設定されていない場合、本サービスがご利用頂けない事があります。

②共通設定（全ての番号で1つのご契約をする方法）

・登録しておく事が出来る電話番号の数は全てのダイヤルイン番号で30個です。
・一度登録してある電話番号から着信があった場合は、どのダイヤルインの番号に着信してもメッセージが応答します。

全ての番号で1つのご契約をされたダイヤルイングループ内で同時に複数の着信があった場合は、迷惑電話を掛けてきた電話番号が正しく登録出来ない事がありますので電話番号ごとに個別のご契約をお勧めします。

■代表機能

●代表機能をご利用の場合は次の2種類の契約方法から選択して頂きます。

①個別契約（それぞれの番号ごとで個別にご契約する方法）

・ダイヤルインのご契約が必要となります。（留意事項の【ダイヤルイン】をご参照ください。）

②共通契約（すべての番号で1つのご契約をする方法）

・登録可能な電話番号の数は、全ての番号で30個です。

・一度登録操作をしておけば、どの通信機器に着信した場合もメッセージで応答します。

全ての番号で1つのご契約をされた場合、代表グループ内での同時に複数の着信を受けた場合は、登録できない場合がありますので、番号ごとに個別での契約をお勧めします。

■フリーダイヤル

登録した相手が電話を掛けてきた時

●登録した相手から「フリーダイヤル」に電話が掛かってきた場合、自動メッセージで応答しますが、その通話料金は通常の「フリーダイヤル」と同様に受けた側のご負担となります。

●応答メッセージ中で通知される電話番号は相手がダイヤルした番号となります。

● 時間外情報案内サービスをご利用になられている場合、迷惑電話おことわりサービスメッセージよりも時間外着信案内サービスのメッセージが優先されます。

●フリーダイヤル契約者用迷惑電話おことわりサービスとひかりライン迷惑電話おことわりサー ビスでは、通話料金加算先などで違いがございます。詳細は下記の表をご参照下さ い。

フリーダイヤル契約者用迷惑電話おことわりサービスと
ひかりライン迷惑電話おことわりサービスの相違点

	フリーダイヤル契約者用 迷惑電話おことわりサービスを利用した場合		ひかりライン契約者用 迷惑電話おことわりサービスを利用した場合	
発信者がダイヤルした番号	フリーダイヤル番号	ひかりライン	フリーダイヤル番号	ひかりライン
ガイダンス	こちらは“0120-XXX-XXX”（フリーダイヤル番号）です。この電話はお受け出来ません。ご了承下さい。	こちらは“0X-XXXX-XXXX”（電話番号）です。この電話はお受け出来ません。ご了承下さい。	こちらは“0120-XXX-XXX”（フリーダイヤル番号）です。この電話はお受け出来ません。ご了承下さい。	こちらは“0X-XXXX-XXXX”（電話番号）です。この電話はお受け出来ません。ご了承下さい。
通話料	どちらへも課金なし	発信者	着信者	発信者
月額使用料	1050円/月（税込・1着信箇所ごとに）		630円/月（税込・登録応答装置ごとに）	
工事料	基本工事費1050円 交換機等工事費1050円 （税込・1着信箇所ごとに）		基本工事費1050円 交換機等工事費1050円 （税込・1契約者回線ごとに）	

■発信電話番号受信サービス

●掛けてきた相手（発信者側）のご利用になられているサービスの内容によってはディスプレイで表示された電話番号と本サービスで拒否登録されている電話番号が異なる場合があります。

■Fネット

●「Fネット（ファクシミリ通信網サービス）」を利用して発信してきたファクシミリ着信を登録すると、それ以降「Fネット」を利用した全ての着信が利用出来なくなります。

本サービスをお止めになる場合

●本サービスのご利用をお止めになりたい場合には、弊社営業担当者等にお申し込み下さい。

※尚、下記の様な場合には自動的に契約が廃止となります。
・請求による契約者回線番号の変更
・契約者回線番号が変更となる電話の移転
・ひかりラインの譲渡・廃止

【発信電話番号受信サービスについて】

●発信電話番号受信サービスとは、電話に出る前に、掛けてきた相手の電話番号が電話機などのディスプレイに表示されるサービスです。

●かけてきた相手の電話番号が通知されない場合、その理由がディスプレイに表示されます。

通信機器の確認

●発信電話番号受信サービスのご利用には、発信電話番号受信サービス対応の電話機などの通信機器の設置とその設定が必要です。
●TA(ターミナルアダプタ)のアナログポートに、発信電話番号受信サービス対応の通信機器を接続して、発信電話番号受信サービスをご利用される場合、アナログポートが発信電話番号受信サービスに対応したTA の設置とその設定が必要です。

※お持ちの通信機器にディスプレイが付いていても、発信電話番号受信サービスに対応していない場合はご利用になれませんのでご注意下さい。

通信機器への表示内容

●掛けてきた相手の電話番号の通知状況によって、次のような内容が電話機やTA(ターミナルアダプタ)などのディスプレイに表示されます。

電話種別	電話回線のご利用形態	通信時の操作	表示例
固定電話からの通話	通常通知	相手の電話番号	「0312345678」
		「186」＋相手の電話番号	
		「184」＋相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
	通常非通知	相手の電話番号	
		「186」＋相手の電話番号	「0312345678」
		「184」＋相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
公衆電話からの発信		相手の電話番号	「非通知」、「コウシュウデンワ」または「C」
		「186」＋相手の電話番号	
		「184」＋相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで電話番号を通知出来ない通話		相手の電話番号	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」、「S」
		「186」＋相手の電話番号	
		「184」＋相手の電話番号	

注:ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

● 一部通信事業者(移動体通信事業者、IP 電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知出来ない電話、及び公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由※がディスプレイに表示されます。
※「公衆電話」、「表示圏外」等

● 掛けてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」を付けて掛けてきた場合など、掛けてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。

● 電話を掛けてきた相手の方がIP 電話から電話を掛けてきた場合、電話番号および電話番号を表示出来ない理由※については、各IP 電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話を掛けても繋がらない場合があります。(接続の可否及び時期については各IP 電話事業者により異なります。)
※「非通知」、「表示圏外」等

● ご利用の通信機器によっては、IP 電話をご利用中に加入電話に電話が掛かってきても、電話番号も電話番号を表示出来ない理由も表示されない場合があります。

他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

発信専用サービス

●発信専用の回線は着信しないため、電話番号の表示は出来ません。

迷惑電話おことわりサービス

●迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録している電話番号から掛かってきた場合、全てメッセージ応答し、電話番号は表示されません(着信しません)。

自動着信転送サービス/識別自動着信転送サービス

●転送先への電話番号の表示については、転送の設定状況により以下のようになります。
また、転送の状況に関わらず、発信者が電話番号を通知している事が条件となります。

[転送先(C)が発信電話番号受信サービスを契約している場合]
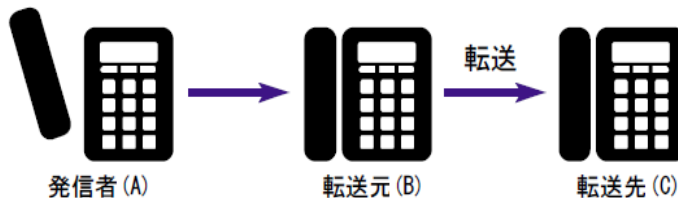
転送先(C)には発信者(A)の電話番号が表示されます。

※携帯電話への転送については、一部の事業者において電話番号の表示が可能となっております。

代表機能

●いずれの回線で着信しても電話番号を表示させるには、全回線に発信電話番号受信サービスの契約が必要です。

F ネット

●F ネットの無鳴動着信の場合、電話番号は表示されません。
●F ネットの識別番号「161」が表示されます。

提供条件･ご利用上の注意

〈提供条件〉
●発信電話番号受信サービスのご契約が必要です。

〈対象となる着信〉
●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP 電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知出来ない通話及び公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号が通知されない理由※がディスプレイに表示されます。
※「表示圏外」、「公衆電話」

●掛けてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」を付けて掛けてきた場合など、掛けてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については、電話番号は表示されず、「非通知」などと表示されます。

●電話を掛けてきた相手の方がIP 電話から電話を掛けてきた場合、電話番号及び電話番号を表示出来ない理由※については、各IP 電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話を掛けても繋がらない場合があります。(接続の可否および時期については各IP 電話事業者により異なります。)
※「非通知」、「表示圏外」等

〈ご利用の注意〉

●発信電話番号受信サービスのご利用には、弊社へのお申し込みと発信電話番号受信サービスに対応した電話機やTA(ターミナルアダプタ)などの通信機器の設置とその設定が必要です。

●ダイヤルイン等の番号をご利用の方からの着信の場合、相手の方のダイヤルイン等の番号と異なった番号が表示される場合があります。

●総務省（旧郵政省）が定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を遵守してご利用ください。

【番号通知要請サービスについて】

●番号通知要請サービスとは、電話番号を通知しないで掛けてきた相手に、電話番号を通知して掛け直すよう音声メッセージで応答するサービスです。

■音声メッセージの内容■

「こちらは○○○△△△□□□□※です。恐れいりますが、電話番号の前に、186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知してお掛け直し下さい。」（音声メッセージは2回流れます。）
※番号通知要請サービスご契約者の電話番号

●メッセージによる応答時には、呼び出し音は鳴りません。

●メッセージによる応答時には、掛けてきた相手に通常の通話料金が掛かります。

●一部通信事業者（移動体通信事業者、IP電話事業者含む）経由の通話、一部を除く国際通話など電話番号を通知出来ない通話及び公衆電話からの通話については、メッセージ応答せず、そのまま着信します。

●番号通知要請サービス契約者がお話し中の場合も、番号通知要請サービスは機能します。

ご利用上の注意

●**番号通知要請サービスをご利用になる場合は、通信機器(TA:ターミナルアダプタなど)が番号通知要請サービスの開始/停止を行う機能(スティミュラスプロトコル手順)をサポートしている必要があります。**

●番号通知要請サービスのご契約には、発信電話番号受信サービスのご契約も併せて必要です。

●番号通知要請サービスを開始するには、お客様ご自身でダイヤル操作して頂きます。

●サービスのご利用時はお客様の開始・停止の設定が必要です。(契約時は停止状態です)

●総務省(旧郵政省)の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

番号通知要請サービスの操作手順

●ご契約時は停止状態です。ご利用頂く前に「開始」の設定をして下さい。

①受話器を上げて   をダイヤル。

ガイダンス
「現在、このサービスは停止／開始しています。サービスの停止は数字の 0 、サービスの開始は数字の 1 を押して下さい。」

※ガイダンスが流れる前に「0」や「1」をダイヤルすると、正常に作動しない場合があります。
※ガイダンスの途中でも、「0」か「1」のどちらかのダイヤル操作を行えば、ガイダンスを聞かずに次の操作を行うことが出来ます。

開始する時

②数字の 1 をダイヤル。

ガイダンス
「サービスを開始致します。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

停止する時

②数字の 0 をダイヤル。

ガイダンス
「サービスを停止致しました。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

※番号通知要請サービスの開始/停止の操作には、通話料金は掛かりません。
※ガイダンスは2 回流れます。

●番号通知要請サービスをご利用になる場合は、通信機器(TA:ターミナルアダプタなど)が番号通知要請サービスの開始/停止を行う機能(スティミュラスプロトコル手順)をサポートしている必要があります。
●サービスのご利用時はお客様の開始・停止の設定が必要です。(契約時は停止状態です)
●メッセージによる応答時は電話機の呼び出し音は鳴りません。またその場合、掛けてきた相手には通常の通話料金が掛かります。
●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP 電話事業者を含む)経由の着信、一部を除く国際電話など電話番号を通知できない着信および公衆電話からの着信についてはメッセージ応答せず、そのまま着信します。
●総務省(旧郵政省)の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

迷惑電話おことわりサービス

●迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録されている電話番号から掛かってきた場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

自動着信転送サービス／識別自動着信転送サービス

●自動着信転送サービス、識別自動着信転送サービスの利用中に電話番号を通知しないで掛かってきた場合、電話は転送されずに、番号通知要請サービスのメッセージで応答します。

代表機能

[代表親番号のみにご契約の場合]
●代表親番号に電話が掛かってきても代表親番号の契約者回線がお話し中の場合は、代表機能が作動し空いている代表子番号で着信します。着信した代表子番号に番号通知要請サービスの契約が無い場合は電話番号を通知しない通話であってもメッセージ応答しません。(電話番号を通知しないすべての通話に番号通知要請サービスのメッセージで応答する為には、同一代表群内すべての契約者回線に番号通知要請サービスのご契約が必要です)

[代表子番号のみにご契約の場合]
●代表選択された子番号が空いていれば、電話番号を通知しない通話に対して、番号通知要請サービスのメッセージで応答します。
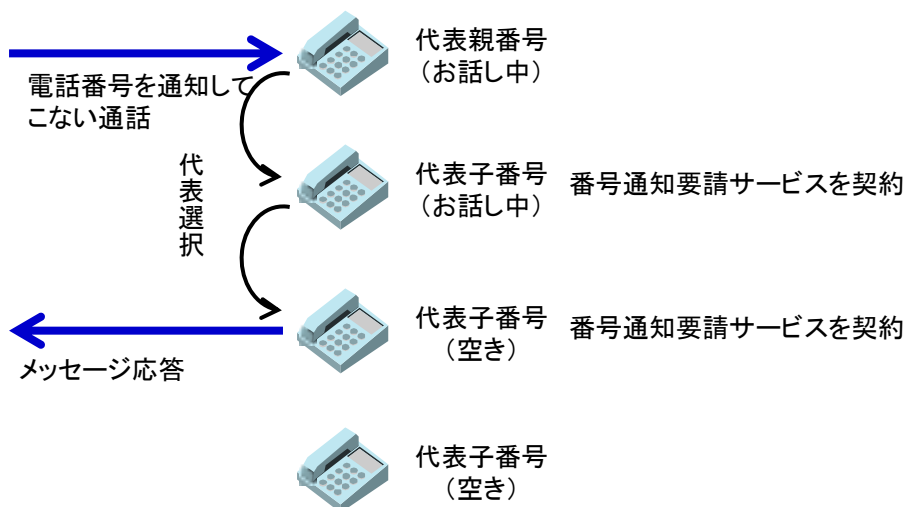
◆全てお話し中の場合は、電話は繋がらず、掛けた方には「プーッ、プーッ…」というお話し中の音が聞こえます。

「発信者個人情報保護ガイドライン」について

総務省(旧郵政省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用される事を防止するため、平成8 年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。総務省は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用頂く様、サービスをご利用頂くお客様に対して、ガイドラインをご理解頂く様、努めると共に、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスのご利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

■発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1.目的
このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める事により、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護する事を目的とする。

2.定義
(1)発信者個人情報
発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別出来るもの(当該情報のみでは識別出来ないが、他の情報と容易に照合する事が出来、それにより当該発信者を識別出来るものを含む。)をいう。
(2)事業用サービス利用者
発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。但し、国及び地方公共団体を除く。
(3)記録
コンピューター等による自動処理を行うかどうかに関わらず、通知された発信者個人情報を後に取り出す事が出来る状態で保存する事をいう。但し、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3.発信者個人情報の記録の制限等
(1)事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
(2)事業用サービスの利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録する事及び記録目的を告げなければならない。但し、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
(3)事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号についても、誰もが知り得る簡便で解かり易い方法で周知しなければならない。

4.発信者個人情報の利用の制限
事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5.発信者個人情報の提供の制限
事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。但し、次のいずれかに該当する場合には、記録目的に関わらず、当該個人情報を外部へ提供する事が出来る。
(1)発信者が外部への提供について同意した場合
(2)法令の規定により提供が求められた場合

6.不当な差別的扱いの制限
事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7.発信者個人情報の適正管理
(1)事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
(2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
(3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8.事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示および訂正・削除
(1)事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人である事を確認した上でこれに応じなければならない。
(2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあって、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
(3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。